

2020年度

定時株主総会 招集ご通知

- ・株主の皆様におかれましては、健康と安全面を最優先にお考えいただき、本総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- ・本総会につきましては、例年よりも規模を縮小したうえでの開催となり、座席数を50席とさせていただきます。座席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。
- ・本総会に際しまして、当社ウェブサイトにて事前のご質問受付及び事後の動画配信を予定しております。

開催日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご来場ください。

目次

2020年度定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	22
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49
定時株主総会会場ご案内図	

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

2020年度定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 株主の皆様へのお願い
 - (1) 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
 - (2) マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。また、アルコール消毒にもご協力をお願い申し上げます。
 - (3) ご来場の際は、検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りする場合がございます。
 - (4) 開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ② 本総会における当社の対応について
 - (1) 株主総会会場は、ご来場の株主様の安全を図る観点からご用意できる席数を大幅に減らし、50席とさせていただきます。そのため、席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
 - (2) 役員及び運営スタッフは、健康状態を確認したうえで当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。
- ③ 株主様向け事前質問受付及び動画配信のご案内
 - (1) 2020年度定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前のご質問を当社ウェブサイトにて3月22日までお受けいたします。多くお寄せいただいたご質問を中心に3月26日頃に当社ウェブサイトにて回答させていただく予定です。なお、回答には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
 - (2) 当日の株主総会の様子は、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信を実施する予定です。

ご質問受付フォーム (<https://www.pi-pe.co.jp/area/p/ljmj9lbmimj9mfqcli8/B2vFFB/login.html>)
※ 3月1日より受付となります。

今後の状況次第で運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイト (<https://www.tokaicarbon.co.jp/>) にてお知らせいたします。

(証券コード 5301)
2021年3月9日

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

2020年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2020年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書）にて、2021年3月29日（月曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号

当社本店（青山ビル10階）

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 2020年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2020年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以上

-
- ① 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ② 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、本提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 - ③ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（8ページ～21ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

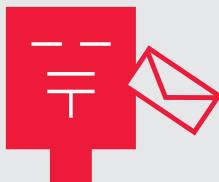
インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、
2021年3月29日（月曜日）午後5時35分まで
にご行使ください。

詳しくは、5ページ以降をご覧ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年3月29日（月曜日）午後5時35分まで
に到着するようご返送ください。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年3月29日（月）午後5時35分まで



QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

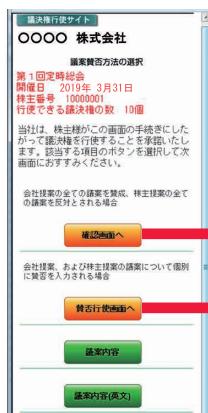
2回目以降のログインの際は右頁記載のご案内に従ってログインしてください。

1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

会社提案		議案	原案に対して
第1号議案	議案1		賛成
第2号議案	議案2		賛成
	番号1		賛成
	番号2		賛成
	番号3		賛成
株主提案		議案	原案に対して
第3号議案	議案3		賛成

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

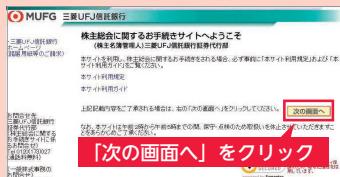
画面の案内に従って
行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

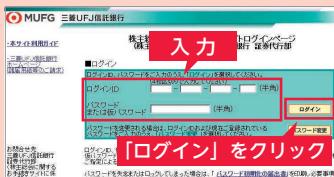
1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



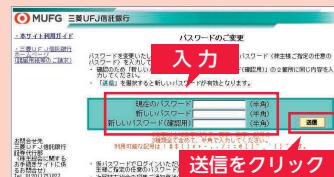
2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降、画面の案内に従い
議決権をご行使ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 1 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の経営成績と経営成績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を含む外部環境の急速な変化により、前年度から大幅な減益となりましたことを踏まえ、中間配当と同じく1株につき15円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を加えました年間配当金は、誠に遺憾ながら、前年度に比べ18円減配の1株につき30円となります。

1 配当財産の種類 金銭といたします。

2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
	当社普通株式1株につき金 15円 総額 3,197,577,720円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の事業実態の現状に即し、かつ今後の事業展開へ対応するため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的を一部変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>電極、電刷子その他炭素製品の製造、加工及び販売</u> 2. <u>カーボンブラックの製造及び販売</u> 3. <u>炭化けい素ウイスキーその他セラミックス材料及びこれを強化材に使用した金属・プラスチック・セラミックスの複合製品の製造、加工及び販売</u> 4. <u>各種摩擦材料の製造及び販売</u> 5. <u>電子部品製造用機器及びその関連部品の洗浄</u> 6. <u>合成化学製品その他化学工業品の製造及び販売</u> 7. <u>合金鉄、鋳物その他金属工業品の製造及び販売</u> 8. <u>薬品、圧縮瓦斯及び液化瓦斯の製造及び販売</u> 9. <u>工業窯炉、電気炉、計測機械器具及びこれらに関連する部品の製造及び販売</u> 10. <u>スポーツ施設、駐車場の経営、管理及び賃貸</u> 11. <u>不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの媒介並びに管理、運用</u> 12. <u>前各号に関連する建設工事の設計、施工及び請負</u> 13. <u>前各号に関連する技術及びノウハウの販売</u> 14. <u>総合リース業</u> 15. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u> <p>但し、必要に応じ当社が助成する他の事業に投資又は融資することができる。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電極、その他炭素製品の製造及び販売 2. カーボンブラックの製造及び販売 3. セラミックス製品の製造及び販売 4. 摩擦材料の製造及び販売 5. 化学工業製品の製造及び販売 6. 工業炉、<u>同付属機器の製造及び販売</u> 7. <u>電気、蒸気その他のエネルギーの製造及び販売</u> 8. 不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの管理、運用 9. <u>前各号に関連する建設工事の設計、施工及び請負</u> 10. <u>前各号に関連する技術及びノウハウの販売</u> 11. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** **ながさか** はじめ **長坂 一**

再任



■ 生年月日	1950年1月9日（満71歳）
■ 取締役在任年数	15年
■ 取締役会への出席状況	100%（19回／19回）
■ 所有する当社株式数	129,398株

■ 略歴、地位及び担当

1972年4月	東海電極製造株式会社[現当社]入社	2012年3月	当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当
2006年3月	当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2013年3月	当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当
2008年3月	当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2014年3月	当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当
2010年3月	当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部長	2015年2月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2011年3月	当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長		

■ 取締役候補者とした理由

長坂一氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 長坂一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である長坂一氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

2

せりざわ
芹澤

ゆうじ
雄二

再任

- 生年月日 1959年12月27日（満61歳）
- 取締役在任年数 8年
- 取締役会への出席状況 100%（19回／19回）
- 所有する当社株式数 56,537株



■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|---------|-------------------------------------|---------|----------------------------|
| 1984年4月 | 当社入社 | 2014年3月 | 当社執行役員電極事業部長 |
| 2006年3月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長 | 2015年3月 | 当社取締役執行役員電極事業部長 |
| 2009年3月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部長 | 2016年1月 | 当社取締役執行役員経営戦略本部長 |
| 2012年3月 | 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長 | 2017年3月 | 当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌（現任） |
| 2013年3月 | 当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

芹澤雄二氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役執行役員を務めております。ファインカーボン事業、黒鉛電極事業や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者といえました。

- (注) 1. 芹澤雄二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である芹澤雄二氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

つじ
辻

まさふみ
雅史

再任



■ 生年月日	1963年1月10日 (満58歳)
■ 取締役在任年数	4年
■ 取締役会への出席状況	100% (19回/19回)
■ 所有する当社株式数	51,337株

■ 略歴、地位及び担当

1986年4月	当社入社	2020年1月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部副管掌 兼 経営企画部長
2014年3月	当社理事カーボンブラック事業部長	2020年2月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部副管掌 兼 経営企画部長 兼 販売企画部長
2015年3月	当社執行役員カーボンブラック事業部長	2020年4月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部管掌 兼 経営企画部長 (現任)
2016年1月	当社執行役員電極事業部長		
2017年1月	当社執行役員ファインカーボン事業部長		
2017年3月	当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長		

(重要な兼職の状況)

Tokai Carbon Korea Co., Ltd.代表理事会長
TOKAI CARBON US HOLDINGS INC.取締役社長
Tokai COBEX Polska sp. z o.o.スーパーバイザーボード会長

■ 取締役候補者とした理由

辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長等を歴任し、2017年3月から取締役執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 辻雅史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である辻雅史氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額(10億円)の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

やまぐち
山口

かつゆき
勝之

再任

- 生年月日 1964年3月29日（満57歳）
- 取締役在任年数 2年
- 取締役会への出席状況 100%（19回／19回）
- 所有する当社株式数 21,780株



■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|--------------------|---------|-------------------------|
| 1988年4月 | 当社入社 | 2019年3月 | 当社取締役執行役員技術本部長 |
| 2015年9月 | 当社技術本部技術エンジニアリング部長 | 2019年6月 | 当社取締役執行役員技術本部長、環境安全管理部長 |
| 2016年12月 | 当社理事技術本部長 | 2020年3月 | 当社取締役執行役員技術本部長（現任） |
| 2018年3月 | 当社執行役員技術本部長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

山口勝之氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事し、技術エンジニアリング部長、技術本部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と、研究開発、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 山口勝之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である山口勝之氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

5

やまもと

山本

しゅんじ

俊二

再任



- 生年月日 1962年3月8日（満59歳）
- 取締役在任年数 2年
- 取締役会への出席状況 100%（19回／19回）
- 所有する当社株式数 9,500株

■ 略歴、地位及び担当

1985年4月	当社入社	2018年3月	当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター
2013年3月	当社九州若松工場長	2019年3月	当社取締役執行役員、TCCB Genpar LLCディレクター（現任）
2015年6月	当社カーボンブラック事業部生産技術部長		
2016年3月	THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター		

（重要な兼職の状況）

TCCB Genpar LLCディレクター

■ 取締役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社入社以来、主に製造部門に従事し、九州若松工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。また、2016年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- （注）
1. 山本俊二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である山本俊二氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

6

ます だ
増田

ひろ ふみ
浩文

再任

■ 生年月日	1961年11月3日 (満59歳)
■ 取締役在任年数	1年
■ 取締役会への出席状況	100% (14回/14回)
■ 所有する当社株式数	32,980株



■ 略歴、地位及び担当

1985年4月	当社入社	2019年3月	当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD. 取締役 マネージングディレクター
2012年8月	当社電極事業部販売部長	2020年1月	当社執行役員カーボンブラック事業部長
2015年3月	当社大阪支店長、名古屋支店長	2020年3月	当社取締役執行役員カーボンブラック事業部長 (現任)
2016年3月	当社カーボンブラック事業部販売部長		
2017年3月	THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD. 取締役 デュプティ・マネージングディレクター		

(重要な兼職の状況)

東海炭素(天津)有限公司 董事長
Cancarb Limited 取締役会長
TCCB Genpar LLC 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

増田浩文氏は、当社入社以来、主に販売部門に従事し、電極事業部販売部長、カーボンブラック事業部販売部長を歴任し、2020年3月からは取締役執行役員を務めております。また2017年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、また当社における豊富な業務経験と、販売部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 1. 増田浩文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である増田浩文氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額(10億円)の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

7

かんばやし
神林のぶみつ
伸光

再任

社外

独立



- 生年月日 1948年5月28日（満72歳）
- 社外取締役在任年数 5年
- 取締役会への出席状況 100%（19回／19回）
- 所有する当社株式数 13,900株

■ 略歴、地位及び担当

1971年4月	川崎重工業株式会社入社	2010年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2002年10月	株式会社川崎造船取締役	2013年4月	川崎重工業株式会社取締役
2005年6月	同社常務取締役	2013年6月	同社顧問
2008年4月	川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長	2015年6月	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2009年6月	川崎重工業株式会社常務取締役	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2010年4月	株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）	2017年6月	乾汽船株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
乾汽船株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役を務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。

- （注）
1. 神林伸光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 神林伸光氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、神林伸光氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である神林伸光氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 神林伸光氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

8

たなはし
棚橋

じゅんいち
純一

再任

社外

独立

■ 生年月日	1948年5月7日（満72歳）
■ 社外取締役在任年数	1年
■ 取締役会への出席状況	92%（13回／14回）
■ 所有する当社株式数	0株



■ 略歴、地位及び担当

1981年4月 日本化学工業株式会社入社
1984年7月 同社取締役
1986年7月 同社常務取締役
1989年6月 同社代表取締役社長
2005年4月 同社代表取締役会長

2005年5月 日本無機薬品協会相談役（現任）
2009年12月 富士化学株式会社社外取締役（現任）
2015年6月 日本化学工業株式会社取締役会長（現任）
2020年3月 当社社外取締役（現任）
2020年5月 一般社団法人日本粉体工業技術協会監事（現任）

（重要な兼職の状況）

日本無機薬品協会相談役
富士化学株式会社社外取締役
日本化学工業株式会社取締役会長
一般社団法人日本粉体工業技術協会監事

■ 社外取締役候補者とした理由

棚橋純一氏は、グローバルに事業展開する素材製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、2020年3月から当社社外取締役を務めております。業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営への助言及び経営の監督機能を果たすことができるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 棚橋純一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 棚橋純一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、棚橋純一氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である棚橋純一氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 棚橋純一氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

9

あさだ
浅田まゆみ
眞弓

新任

社外

独立



- 生年月日 1968年2月5日（満53歳）
- 所有する当社株式数 0株

■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|-------------------------|---------|------------------------------------|
| 2002年10月 | 弁護士登録、平沼高明法律事務所入所 | 2017年6月 | 順天堂大学医学部附属順天堂医院医療の安全に関する外部監査委員（現任） |
| 2013年7月 | 東京都医師会医事紛争処理委員会委員（現任） | 2018年4月 | 東京家庭裁判所調停委員（現任） |
| 2014年1月 | 丸ビルあおい法律事務所代表（現任） | 2020年4月 | 学校法人二階堂学園理事（現任） |
| 2014年3月 | 順天堂大学大学院医学博士号取得 | | |
| 2015年4月 | 目黒区情報公開・個人情報保護審議会委員（現任） | | |

（重要な兼職の状況）

- 東京都医師会医事紛争処理委員会委員
- 丸ビルあおい法律事務所代表
- 目黒区情報公開・個人情報保護審議会委員
- 順天堂大学医学部附属順天堂医院医療の安全に関する外部監査委員
- 東京家庭裁判所調停委員
- 学校法人二階堂学園理事

■ 社外取締役候補者とした理由

浅田眞弓氏は、長年にわたり弁護士を務め、医学博士として医療に関する知見も持ち、これら弁護士・医学博士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する助言ができるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 浅田眞弓氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅田眞弓氏は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、浅田眞弓氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、浅田眞弓氏が社外取締役に就任された場合には、被保険者である同氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 浅田眞弓氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役窪田健一氏のご逝去に伴い、2020年3月27日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任されました檜浦幹和氏が2020年4月14日付で監査役に就任し、補欠監査役が空席となりましたので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本件に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

まつしま よしのり
松島 義則

社外 独立



- 生年月日 1968年2月7日（満53歳）
- 所有する当社株式数 0株

■ 略歴、及び地位

1997年11月 監査法人トーマツ入所
2006年5月 税理士登録
2001年5月 公認会計士登録、公認会計士松島事務所設立
(現任)

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

松島義則氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する知識に加えて、税理士としての税務に関する専門的な知識と経験を有しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

- (注) 1. 松島義則氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松島義則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、松島義則氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、松島義則氏が社外監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 松島義則氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の規模、専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	有限責任 あずさ監査法人	
事	務	所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号
沿	革	1969年7月1日	監査法人朝日会計社設立
		1985年7月1日	監査法人朝日新和会計社設立
		1993年10月1日	井上斎藤英和監査法人（1978年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。
		2004年1月1日	あずさ監査法人（2003年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
		2010年7月1日	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概	要	資本金	3,000百万円
		構成人員	公認会計士 3,159名 会計士試験合格者等 1,011名 監査補助職員 1,094名 その他職員 754名 合計 6,018名
		監査証明業務	3,669社

(2020年12月31日現在)
以上

(ご参考)

【社外役員独立性基準】

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

また、当社は社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めております。

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
(2) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者で、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていること。
- 6 当社の会計監査人の代表社員又は社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間100万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.-9.に掲げる者の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）
- 11 過去3年間において2.-9.に該当する者、もしくはその近親者

上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第2四半期を中心に大きな落ち込みを示しました。新型コロナウイルスの抑え込みに成功しいち早く経済活動を再開させた中国を含め、各国とも感染拡大防止に配慮しつつ経済活動の維持・拡大を図っており、12月以降、ワクチン接種も順次開始されておりますが、本邦を含め年末にかけ感染が再び拡大する国・地域も多く、コロナ禍の収束と世界経済の本格的回復は見通しにくい状況にあります。

当社グループにおいては、昨年2月に公表した中期経営計画「T-2022」の基本方針（①収益基盤の強化、②成長機会の拡大、③連結ガバナンス体制構築）に則り事業活動を展開し、フランスの炭素黒鉛製品メーカーであるCarbone Savoie International SAS（現：Tokai Carbon Savoie International SAS）の買収等、戦略分野への投資も実行しました。2019年から取り組んできたESG経営基盤構築に加え、在庫削減、生産性改善と経費削減等にも取り組んでまいりましたが、上記経営環境の下、主力事業の黒鉛電極事業とカーボンブラック事業の対面業界である鉄鋼産業、タイヤ産業の需要が、一時、大幅に減少したこと等が、業績の下振れ要因となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比23.1%減の2,015億4千2百万円となりました。営業利益は前期比85.5%減の78億5千8百万円となりました。経常利益は前期比88.2%減の62億6千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比96.8%減の10億1千9百万円となりました。

売上高

2,015億4千2百万円 前期比 23.1%減 

営業利益

78億5千8百万円 前期比 85.5%減 

経常利益

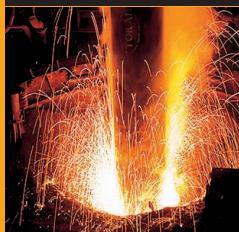
62億6千2百万円 前期比 88.2%減 

親会社株主に帰属する当期純利益

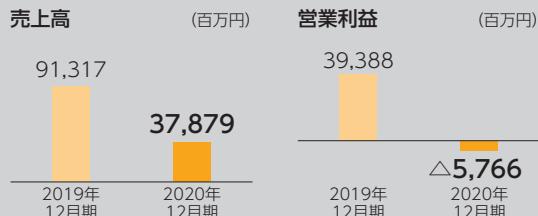
10億1千9百万円 前期比 96.8%減 

黒鉛電極事業

売上高構成比
18.8%



黒鉛電極は、スクラップ（鉄くず）を溶かして鉄へリサイクルする電気炉での製鋼において、導電体としてなくてはならない中心的な素材です。
約1,600℃の高温になってスクラップを溶かします。



2020年の鉄鋼生産は新型コロナウイルス感染拡大等により上半期に落ち込みが見られたものの、景気刺激策を打った中国での大幅な回復もあり、年間では概ね前年並みとなりました。一方で、顧客の黒鉛電極在庫調整により、当社黒鉛電極販売量は前期比で減少しました。また黒鉛電極市況の悪化に伴い第4四半期にて棚卸資産の評価損失（簿価切り下げ）36億6千6百万円を計上したため営業利益についても前期比で減少しました。

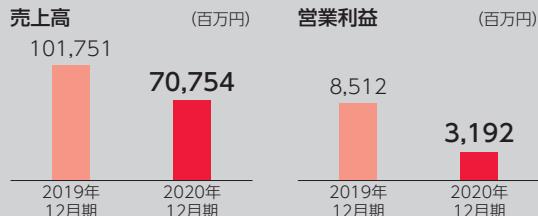
この結果、当事業の売上高は前期比58.5%減の378億7千9百万円となり、営業利益は57億6千6百万円の損失（前期は393億8千8百万円の営業利益）となりました。

カーボンブラック事業

売上高構成比
35.1%



カーボンブラックは主にタイヤの補強材として使われます。
また、黒色顔料としても使われており、皆様の周りの「黒い」製品には、カーボンブラックが入っております。



新型コロナウイルス感染拡大を受け、対面業界であるタイヤメーカーや自動車部品メーカーの生産活動が上半期に大きく停滞しました。下半期からは総じて回復基調にあるものの、前期比では当社販売数量は減少となりました。また、販売価格の下落と生産調整による原価率上昇等により、営業利益は前期比で減少しました。

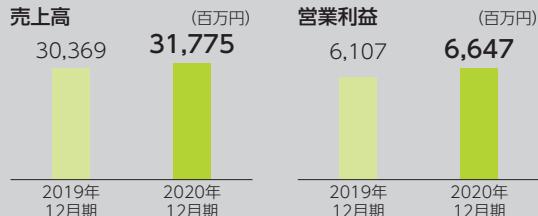
この結果、当事業の売上高は前期比30.5%減の707億5千4百万円となり、営業利益は前期比62.5%減の31億9千2百万円となりました。

ファインカーボン事業

売上高構成比
15.8%



半導体用シリコンや太陽電池の製造過程で使用される、さまざまな特殊黒鉛製品です。
一般産業用の各種金型、連続鑄造ノズルなど多彩に形を変えて使用されます。

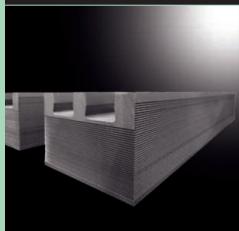


半導体、太陽光発電市場向けの出荷は堅調に推移しましたが、一般産業用途向けは新型コロナウイルス感染拡大に伴う顧客の生産調整により減少しました。一方で、高付加価値商品であるソリッドSiC（シリコンカーバイド）製品は世界的に旺盛な需要を取り込み出荷が伸びました。

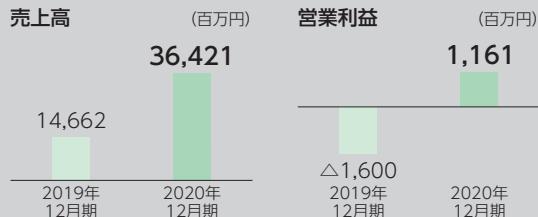
この結果、当事業の売上高は前期比4.6%増の317億7千5百万円となり、営業利益は前期比8.8%増の66億4千7百万円となりました。

精錬ライニング事業

売上高構成比
18.1%



アルミニウム精錬炉の重要部材であるカソードブロック、高炉の内張り用の耐火材として使われる高炉ブロック、金属シリコンなどの精錬用の炭素電極などを生産、販売しています。
子会社であるTokai COBEX HoldCo GmbH及びTokai Carbon Savoie International SASが展開しています。



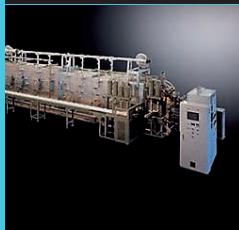
当社は2019年7月26日にドイツの炭素黒鉛製品メーカーTokai COBEX HoldCo GmbH（旧商号COBEX HoldCo GmbH）及びそのグループ会社を連結子会社化し、これを「精錬ライニング事業」として報告セグメントに追加しております。さらに2020年7月17日にフランスの炭素黒鉛製品メーカーTokai Carbon Savoie International SAS（旧商号Carbone Savoie International SAS）及びそのグループ会社を連結子会社化し本セグメントに加えしました。本セグメント事業の主な取扱製品は、アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極となります。

主力のアルミ精錬用カソードは、世界的な景気後退を受けアルミ市場価格が低位に推移したものの、年度後半には中国経済や自動車生産の回復によりアルミ市場価格が上昇し、一部顧客向けの出荷が伸びました。高炉の内張り用ライニング材となる高炉用ブロックは、中国の旺盛な巻き替え需要により高水準の出荷となりました。

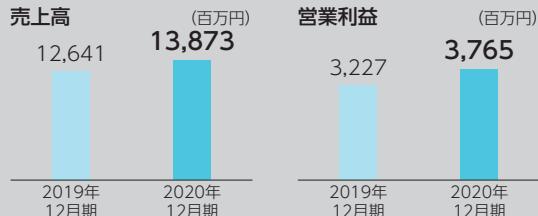
この結果、当事業の売上高は前期比148.4%増の364億2千1百万円となり、取得原価配分に伴う評価差額に係る償却費及びのれん償却費等の96億9千6百万円を差し引いた営業利益は11億6千1百万円（前期は16億円の営業損失）となりました。

工業炉及び関連製品事業

売上高構成比
6.9%



セラミック、電子部品、金属、ガラスなどを熱処理するときに使われる工業炉と関連製品です。
グループ企業である東海高熱工業（株）が製造・販売しています。

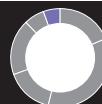


工業炉の売上高は、主要需要先である情報技術関連業界向けの設備投資が引き続き堅調に進み、前期比増となりました。発熱体その他製品の売上高は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の減速により、電子部品業界向け及び中国のガラス業界向けの需要が減少したため、前期比減となりました。

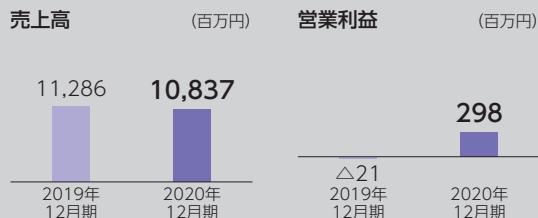
この結果、当事業の売上高は前期比9.8%増の138億7千3百万円となり、営業利益は前期比16.6%増の37億6千5百万円となりました。

その他事業

売上高構成比
5.3%



摩擦材は、二輪車・トラック・バス・鉄道などさまざまな車両のブレーキ、クラッチの部品に使用され、動力伝達をコントロールします。
負極材は、スマートフォンや電気自動車などに使われるリチウムイオン二次電池の部材として、電池メーカーに供給しております。



摩擦材 四輪市販向け市場からの撤退による売り上げ減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大が建設用機械、農業用機械、二輪向け市場に影響しました。一方、中国においては中国政府による新型コロナウイルス感染抑制と経済対策が奏功し建機向けを中心に増販となりました。

この結果、摩擦材の売上高は前期比13.0%減の65億1千万円となりました。

負極材 負極材市場における新興勢の台頭等により競争が激化しましたが、欧州を中心に環境車需要が増加し前期比で販売数量が増加しました。

この結果、負極材の売上高は前期比14.3%増の41億8千6百万円となりました。

その他 不動産賃貸等その他の売上高は前期比2.6%減の1億4千1百万円となりました。

以上により、当事業の売上高は前期比4.0%減の108億3千7百万円となり、営業利益は2億9千8百万円（前期は2千1百万円の営業損失）となりました。

事業別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	2019年度（前連結会計年度）		2020年度（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
黒鉛電極事業	91,317	39,388	37,879	△5,766
カーボンブラック事業	101,751	8,512	70,754	3,192
ファインカーボン事業	30,369	6,107	31,775	6,647
精錬ライニング事業	14,662	△1,600	36,421	1,161
工業炉及び関連製品事業	12,641	3,227	13,873	3,765
摩 擦 材	7,480		6,510	
負 極 材	3,661		4,186	
そ の 他	144		141	
そ の 他 事 業	11,286	△21	10,837	298
調 整 額	－	△1,270	－	△1,439
合 計	262,028	54,344	201,542	7,858

② 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、借入金並びに社債及びコマーシャルペーパーの発行による資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在における当社グループの借入金、社債及びコマーシャルペーパーの合計額は、1,586億円であります。

当社は、主に運転資金、新型コロナウイルス感染拡大に備えた手元流動性の確保のため、取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約及び総額520億円の当座貸越契約をそれぞれ締結しております。なお、上記契約のうち、当連結会計年度末における当座貸越契約に基づく借入実行残高は20億円であります。また、当連結会計年度においては、フランスの炭素黒鉛製品メーカーであるCarbone Savoie International SASの株式取得に係る支払資金に充当することを目的として、2020年6月30日に第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）200億円を発行し資金調達を行っております。

③ 設備投資状況

当連結会計年度におきましては、主にカーボンブラック事業におけるTokai Carbon CB Ltd.の環境対応設備等により総額288億7千3百万円（前期比18.6%増）の設備投資を実施しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	106,252	231,302	262,028	201,542
経常利益 (百万円)	12,855	72,991	52,986	6,262
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	12,346	73,393	31,994	1,019
1株当たり当期純利益 (円)	57.92	344.32	150.10	4.78
総資産 (百万円)	184,730	329,868	462,872	459,709
純資産 (百万円)	127,130	207,833	232,975	224,815
1株当たり純資産額 (円)	592.83	877.96	993.84	944.16

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	51,751	87,807	84,543	48,915
経常利益 (百万円)	6,836	29,652	34,687	4,758
当期純利益 (百万円)	8,225	21,487	26,511	4,349
1株当たり当期純利益 (円)	38.59	100.81	124.38	20.40
総資産 (百万円)	134,865	200,726	304,689	305,707
純資産 (百万円)	93,469	107,167	126,699	121,271
1株当たり純資産額 (円)	438.50	502.77	594.41	568.89

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TOKAI CARBON GE LLC(注)1,3	—	100.0 % (100.0)	黒鉛電極の製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
Tokai Carbon CB Ltd.(注)1,3	—	100.0 (100.0)	カーボンブラックの製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	800,000 キバート	100.0	カーボンブラックの製造販売
C a n c a r b L i m i t e d	102,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
東海炭素(天津)有限公司	989,306 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.(注)2	5,837,500 千ウォン	44.4	ファインカーボンの製造販売
Tokai COBEX GmbH(注)3	25,000 ユーロ	100.0 (100.0)	アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等の製造販売
Tokai Carbon Savoie SAS(注)3,4	56,975,603 ユーロ	100.0 (30.0)	アルミ精錬用カソード、特殊炭素製品、カーボン/黒鉛パウダーの製造販売
東海高熱工業株式会社	1,400 百万円	100.0	工業炉、炭化けい素発熱体の製造販売

- (注) 1. 米国法上のLimited Liability Company及びLimited Partnershipについては、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載しておりません。
2. Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.は、当社の議決権比率が44.4%ですが、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。
3. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率を内数で表記しております。
4. 2021年1月29日付でTokai COBEX Savoie SASに商号変更いたしました。

③ 重要な企業結合等の状況

Carbone Savoie SASの持株会社であるCarbone Savoie International SASの全株式を当社の子会社であるTokai COBEX GmbHと共同で取得し子会社化することに関し、2020年7月17日に株式譲渡契約を締結し、手続きを完了しました。またこれに伴い、同日付でCarbone Savoie International SASをTokai Carbon Savoie International SASへ、Carbone Savoie SASを、Tokai Carbon Savoie SAS(2021年1月29日付でTokai COBEX Savoie SASに商号変更)へ商号変更いたしました。

4. 対処すべき課題

①T-2022進捗状況

(総括)

当社グループにおいては、昨年2月に公表した中期経営計画「T-2022」(2020年～2022年)の下、事業活動を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主力事業である黒鉛電極事業とカーボンブラック事業の対面業界である鉄鋼産業、タイヤ産業の需要が一時大幅に減少し、業績の低下を余儀なくされました。

T-2022の基本方針(①収益基盤の強化、②成長機会の拡大、③連結ガバナンス体制構築)を踏まえ、フランスの炭素黒鉛製品メーカーの買収等、戦略分野への投資による成長機会も追求するとともに、2019年から取り組んできたESG経営基盤構築に加え、全社的な設備投資抑制、在庫削減、生産性改善、経費削減等にも取り組んできましたが、T-2022初年度の2020年実績につきましては、当初想定した売上高2,512億円、営業利益282億円を大きく下回る、売上高2,015億4千2百万円、営業利益78億5千8百万円という結果となりました。

(収益基盤の強化)

品質改善による優位性の確保、生産性向上、コスト・在庫削減等の不断の努力に加え、採算改善を目的とした価格戦略、老朽設備の更新等、収益基盤の強化に向けた各種施策を推進しました。また、コロナ禍の影響による世界的な経済活動の停滞が顕在化した4月以降、緊急施策として、設備投資の抑制、一層の在庫削減、経費削減等、キャッシュフロー改善施策を実行いたしました。

(成長機会の拡大)

成長機会を追求すべく、昨年7月には、フランスのCarbone Savoie International SAS(現: Tokai Carbon Savoie International SAS)を買収、先にも買収したドイツの炭素黒鉛メーカーCOBEX HoldCo GmbH(現: Tokai COBEX HoldCo GmbH)と合わせて精錬ライニング事業部を新設しました。同事業部の新設は、黒鉛電極・カーボンブラック事業に依存する当事業ポートフォリオの適正化という長年の課題に対する一つの答えでもあります。同業界の有力企業である両社を傘下に収めることにより、両社間のみならず、黒鉛電極、ファインカーボン、負極材等、当社既存ビジネスとのシナジー効果も追求していきます。

(連結ガバナンス体制構築)

大型M&Aに係るPMIを完遂すべく、現地経営陣に対する監督機能を強める一方、買収シナジーの早期現出に向け、グローバル生産体制の強化、(コロナ禍による制約は受けたものの)技術・人材交流の促進等の施策を展開しました。

T-2021より重点施策として掲げてきたESG経営基盤構築につきましても、新たに設定・開示したKPI達成に向けた取り組みを進めた他、人権に係るグローバルポリシー等各種規程類を整備し、これらサステナビリティ情報の開示拡充にも努めました。一連の取り組みの結果、昨年6月には、FTSE4Good Index Series及びFTSE

Blossom Japanの構成銘柄に、当社株が初めて選定されました。

(その他)

九州地方を中心に発生した令和2年7月豪雨により、田ノ浦工場が水害・火害を被りましたが、グループ一丸となった復旧努力の結果、サプライチェーンへの影響は最小限にとどめつつ、昨年8月に生産を再開し、同年11月には復旧を果たしました。

②対処すべき課題

2018年2月に開示したT-2021より、当社中期経営計画は、1年毎にその内容を見直す、所謂、ローリング方式を採用しており、従来であれば、2020年度12月期決算発表に合わせてT-2023を開示するところですが、足元で沈静化の兆しが見えないコロナ禍の影響を見極めるべく、T-2023の開示は2021年5月を予定しております。

ローリングに際しては、コロナ禍の影響に加え、バイデン米大統領の就任、菅総理の2050カーボンニュートラル宣言により、俄かに加速した脱炭素の流れにも十分に配慮する必要があります。いずれも、今後の世界経済・社会の枠組みを大きく変革させる可能性の高いテーマです。

炭素業界のパイオニアとして、100年余に亘り「カーボン」を生業とし社名にも掲げてきた当社が、今後30年先を見据えて、どのような道を歩んでゆくべきなのか、変化する社会の中で、如何にして成長機会を捉え、顧客を創造し、社会に貢献していけるか、という観点から、当社ミッションや長期ビジョンについて、T-2023の中で再検討します。また、更なる企業価値向上を目指してESG経営基盤構築に取り組んでまいりましたが、T-2023は、ESGを当社経営戦略に組み込んでいくという、新たなチャレンジのスタートになると考えています。

具体的には、脱炭素・ウィズコロナという視点も勘案した上で当社経営戦略を策定し、また事業ポートフォリオの再構築を図り、改めて事業の選択と集中に取り組めます。また、黒鉛電極、カーボンブラック、精錬ライニングなど主力事業の採算改善及び成長軌道への回帰も大きな課題です。海外売上比率が7割を超えた当社にとって非常に重要な連結ガバナンス体制強化についても、継続的に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容

事業内容	主要製品
黒鉛電極事業	電気製鋼炉用黒鉛電極
カーボンブラック事業	カーボンブラック(ゴム製品用・黒色顔料用・導電用)
ファインカーボン事業	特殊炭素製品、ソリッドSiC、SiCコート
精錬ライニング事業	アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等
工業炉及び関連製品事業	工業用電気炉、炭化けい素発熱体
その他の事業	摩擦材、リチウムイオン二次電池用負極材

6. 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社(東京都)、支店(大阪府、愛知県)、工場(宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県)、研究所(静岡県、愛知県、山口県)
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場(神奈川県)、工場(山梨県)、営業所(大阪府)
東海高熱工業株式会社	本社(東京都)、支店(京都府)、工場(宮城県)
東海マテリアル株式会社	本社・工場(千葉県)、支店(大阪府)
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場(米国)
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場(ドイツ)
Tokai Carbon CB Ltd.	本社・工場(米国)
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場(タイ)
Can carb Limited	本社・工場(カナダ)
東海炭素(天津)有限公司	本社・工場(中国)
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.	本社・工場(韓国)
東海耀碳素(大連)有限公司	本社・工場(中国)
Tokai COBEX HoldCo GmbH	本社(ドイツ)、工場(ポーランド)、販売拠点(中国)
Tokai Carbon Savoie International SAS	本社・工場(フランス)

7. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
黒鉛電極事業	549名	9名減
カーボンブラック事業	931	1減
ファインカーボン事業	870	66増
精錬ライニング事業	1,107	399増
工業炉及び関連製品事業	261	10増
その他事業	334	2増
全社(共通)	126	3減
合計	4,178	464増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 精錬ライニング事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加しましたのは、2020年7月17日付でTokai Carbon Savoie International SAS及びそのグループ会社である1社を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	712名	4名増	41.1歳	15.0年
女性	66	5増	38.1	9.9
合計	778	9増	41.0	14.6

(注) 従業員数は就業人員数であります。

8. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	18,502百万円
株式会社三井住友銀行	8,000
株式会社山梨中央銀行	4,790
株式会社山口銀行	4,250
株式会社肥後銀行	3,250

2 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 598,764,000株
- ② 発行済株式の総数 224,943,104株
- ③ 株主数 78,224名（前期末比 20,213名減）
- ④ 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,726	12.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,006	7.04
株式会社三菱UFJ銀行	7,958	3.73
S M B C 日興証券株式会社	7,686	3.61
三菱商事株式会社	6,748	3.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,290	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱ケミカル株式会社口）	5,900	2.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	3,149	1.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	3,102	1.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	2,801	1.31

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,771千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

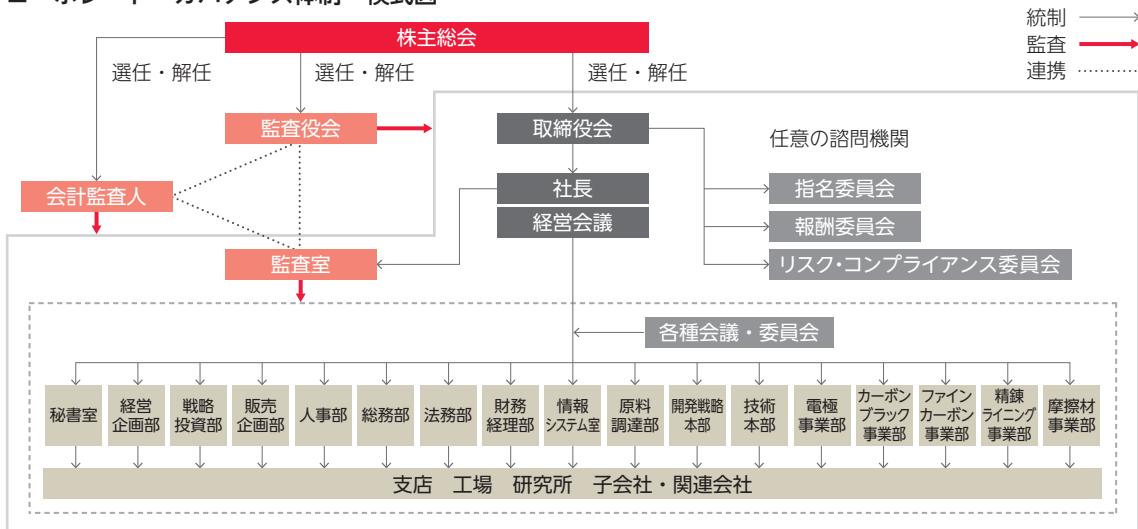
a 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念といたしております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

b コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2020年12月31日時点

【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は8名であり、うち2名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された15名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

C 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

② 会社役員に関する事項

a 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 員 取 執 行 役 員	芹 澤 雄 二	人事部・総務部・法務部管掌
取 締 役 員 取 執 行 役 員	辻 雅 史	経営企画部・戦略投資部・販売企画部管掌兼経営企画部長 (Tokai Carbon Korea Co., Ltd. 代表 理 事 会 長、TOKAI CARBON US HOLDINGS INC. 取 締 役 社 長、Tokai COBEX Polska sp. z o.o.スーパーバイザリーボード会長)
取 締 役 員 取 執 行 役 員	山 口 勝 之	技術本部長
取 締 役 員 取 執 行 役 員	山 本 俊 二	(TCCB Genpar LLCディレクター)
取 締 役 員 取 執 行 役 員	増 田 浩 文	カーボンブラック事業部長 (東海炭素(天津)有限公司董事長、Cancarb Limited取締役会長、TCCB Genpar LLC取締役会長)
取 締 役	神 林 伸 光	(一般財団法人日本船舶技術研究協会理事、乾汽船株式会社社外取締役)
取 締 役	棚 橋 純 一	(日本化学工業株式会社取締役会長、富士化学株式会社社外取締役、日本無機薬品協会相談役、一般社団法人日本粉体工業技術協会監事)
常 勤 監 査 役	細 谷 正 直	
常 勤 監 査 役	掛 橋 和 幸	
監 査 役	小 柏 薫	(小柏薫税理士事務所、センコン物流株式会社社外取締役監査等委員)
監 査 役	檜 浦 幹 和	

- (注) 1. 取締役のうち、増田浩文及び棚橋純一の両氏は2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
2. 室伏信幸及び熊倉禎男の両氏は2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会終結の時をもって当社取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 窪田健一氏は2020年4月14日付けご逝去により当社監査役を退任いたしました。なお、退任時の担当及び重要な兼職は、公認会計士窪田事務所公認会計士でした。
4. 監査役のうち、檜浦幹和氏は2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会において補欠監査役に選任されており、窪田健一氏の監査役退任に伴い、2020年4月14日に監査役に就任いたしました。
5. 取締役のうち、神林伸光及び棚橋純一の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役のうち、小柏薫及び檜浦幹和の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 当社は、社外取締役の神林伸光及び棚橋純一の両氏並びに社外監査役の小柏薫及び檜浦幹和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査役のうち、小柏薫氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	福 田 敏 昭	開発戦略本部長、同本部知的財産部長
執行役員	松 原 和 彦	財務経理部・情報システム室管掌
執行役員	山 家 裕 司	(オリエンタル産業株式会社代表取締役社長)
執行役員	高 橋 宏	(Tokai Carbon Korea Co., Ltd.代表理事社長)
執行役員	真 先 隆 史	精錬ライニング事業部長 (Tokai COBEX HoldCo GmbH及びTokai COBEX GmbHアドバイザー・ボード会長、Tokai Carbon Savoie International SAS及びTokai Carbon Savoie SAS(注)取締役会長)
執行役員	片 岡 和 人	防府研究所長、防府工場長
執行役員	三 浦 光 治	知多研究所長
執行役員	榎 谷 謙 士	電極事業部長 (TOKAI ERFTCARBON GmbHアドバイザー・ボード会長、TOKAI CARBON GE LLC取締役会長)
執行役員	中 島 健 志	(Tokai COBEX GmbHストラテジック・インテグレーション・オフィサー)

(注) 2021年1月29日付でTokai COBEX Savoie SASに商号変更いたしました。

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の神林伸光及び棚橋純一の両氏並びに監査役の細谷正直、掛橋和幸、小柏薫及び檜浦幹和の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

c 補償契約、役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び退任役員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。保険料は全額当社が負担しており、当該契約に基づく総支払限度額は10億円としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 名 (3)	185 百万円 (26)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3)	51 百万円 (14)
合 計 (うち社外役員)	15 名 (6)	236 百万円 (41)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計350百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計65百万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員及び報酬等の総額には、2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び2020年4月14日付けご逝去により退任した社外監査役1名を含めております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）であります。
4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した譲渡制限付株式の付与による報酬額7百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社外取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 乾汽船株式会社	理事長 社外取締役
社外取締役	棚橋純一	日本化学工業株式会社 富士化学株式会社 日本無機薬品協会 一般社団法人日本粉体工業技術協会	取締役会長 社外取締役 相談役 監事
社外監査役	窪田健一	公認会計士窪田事務所	公認会計士
社外監査役	小柏薫	小柏薫税理士事務所 センコン物流株式会社	税理士 社外取締役監査等委員
社外監査役	檜浦幹和		

- (注) 1. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
2. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
3. 当社と日本化学工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
4. 当社と富士化学株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
5. 当社と日本無機薬品協会との間に、重要な取引関係はありません。
6. 当社と一般社団法人日本粉体工業技術協会との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社と公認会計士窪田事務所との間に、重要な取引関係はありません。
8. 当社と小柏薫税理士事務所との間に、重要な取引関係はありません。
9. 当社とセンコン物流株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、19回開催の取締役会に19回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	棚 橋 純 一	棚橋氏は2020年3月27日付け就任以降、非常勤取締役として、14回開催の取締役会に13回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	窪 田 健 一	窪田氏は2020年4月14日付けご逝去による退任まで非常勤監査役として、7回開催の取締役会に7回出席、5回開催の監査役会に5回出席いたしました。公認会計士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	小 柏 薫	小柏氏は非常勤監査役として、19回開催の取締役会に19回出席、14回開催の監査役会に14回出席いたしました。税理士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	檜 浦 幹 和	檜浦氏は2020年4月14日付け就任以降、非常勤監査役として、12回開催の取締役会に12回出席、9回開催の監査役会に9回出席いたしました。他上場会社での経理・財務部門における職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	99 百万円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	96 百万円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	86 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TOKAI CARBON GE LLC、TOKAI ERFTCARBON GmbH、Tokai Carbon CB Ltd.、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.、Cancar Limited、東海炭素(天津)有限公司、Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.、Tokai COBEX GmbH及びTokai Carbon Savoie SAS(2021年1月29日付でTokai COBEX Savoie SASに商号変更)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算出根拠等を精査し検討した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「コンフォートレター作成業務」及び「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等のほか、会計監査人の変更が相当と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております（2020年12月31日現在）。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施するとともに、原則四半期ごとに開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室部等に助言を行うとともに取締役会他経営に対して報告・提言を行い、リスクの把握と改善に努める。

- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、年次ごとの財務報告を作成し、その実績、分析等を四半期ごとに取締役会に報告する。
- (d) 取締役並びに業務担当執行役員等で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (b) 当社は当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げるとともに、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役

の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。

- (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
- (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
- (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
- (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席する他、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
- (e) 監査役は、稟議書等重要な報告書等を閲覧する。
- (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
- (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

① コンプライアンスに関する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、当社役員及び国内主要子会社トップに対し、外部講師、社内弁護士等によるコンプライアンス関連の講習会を毎年開催しております。さらに、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やCSR等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括する事業部からグループ会社に

対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席する他経営会議、総合計画会議、経営戦略会議、部長会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	177,678	流動負債	92,656
現金及び預金	67,174	支払手形及び買掛金	15,500
受取手形及び売掛金	41,438	電子記録債務	3,147
商品及び製品	14,890	短期借入金	3,065
仕掛品	30,638	コマーシャル・ペーパー	40,000
原材料及び貯蔵品	18,269	一年内返済予定の長期借入金	8,813
その他	5,490	未払法人税等	3,094
貸倒引当金	△224	未払消費税等	289
固定資産	282,031	未払費用	2,880
有形固定資産	125,007	賞与引当金	1,754
建物及び構築物	25,150	その他	14,108
機械装置及び運搬具	51,515	固定負債	142,237
炉	8,354	社債	55,000
土地	7,604	長期借入金	51,764
建設仮勘定	24,672	繰延税金負債	21,409
その他	7,709	退職給付に係る負債	7,544
無形固定資産	133,349	役員退職慰労引当金	82
ソフトウェア	2,015	執行役員等退職慰労引当金	73
のれん	60,316	環境安全対策引当金	431
顧客関連資産	62,438	その他	5,932
その他	8,579	負債合計	234,894
投資その他の資産	23,674	(純資産の部)	
投資有価証券	17,492	株主資本	196,543
退職給付に係る資産	2,729	資本金	20,436
繰延税金資産	2,611	資本剰余金	17,338
その他	890	利益剰余金	166,017
貸倒引当金	△50	自己株式	△7,248
		その他の包括利益累計額	4,723
		その他有価証券評価差額金	7,436
		繰延ヘッジ損益	△70
		為替換算調整勘定	△3,529
		退職給付に係る調整累計額	887
		非支配株主持分	23,548
		純資産合計	224,815
資産合計	459,709	負債純資産合計	459,709

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		201,542
売上原価		151,987
売上総利益		49,555
販売費	9,852	
一般管理費	31,843	
販売費及び一般管理費合計		41,696
営業利益		7,858
営業外収益		
受取利息	214	
受取配当金	514	
持分法による投資利益	124	
その他	782	1,636
営業外費用		
支払利息	952	
為替差損	282	
その他	1,997	3,232
経常利益		6,262
特別利益		
受取保険金	1,067	
固定資産売却益	769	1,836
特別損失		
災害による損失	1,337	
減損損失	643	
固定資産売却損	1	1,983
税金等調整前当期純利益		6,116
法人税、住民税及び事業税	6,136	
法人税等調整額	△3,852	
法人税等合計		2,283
当期純利益		3,833
非支配株主に帰属する当期純利益		2,813
親会社株主に帰属する当期純利益		1,019

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,198	流動負債	76,254
現金及び預金	9,787	電子記録債務	2,278
受取手形	94	買掛金	4,663
売掛金	15,173	短期借入金	2,000
商品及び製品	4,418	関係会社短期借入金	11,753
仕掛品	11,503	コマーシャル・ペーパー	40,000
原材料及び貯蔵品	4,076	一年内返済予定の長期借入金	8,497
前払費用	75	未払金	3,171
関係会社短期貸付金	1,411	未払法人税等	122
未収入金	1,336	未払費用	985
その他	332	預り金	244
貸倒引当金	△11	賞与引当金	80
固定資産	257,508	営業外電子記録債務	2,125
有形固定資産	28,623	その他	331
建物	6,548	固定負債	108,182
構築物	2,097	社債	55,000
機械及び装置	10,295	長期借入金	50,670
炉	1,758	繰延税金負債	1,693
車両運搬具	35	執行役員等退職慰労引当金	73
工具、器具及び備品	642	環境安全対策引当金	137
土地	4,457	資産除去債務	47
建設仮勘定	2,788	その他	559
無形固定資産	1,234	負債合計	184,436
ソフトウェア	1,220	(純資産の部)	
施設利用権等	14	株主資本	115,803
投資その他の資産	227,650	資本金	20,436
投資有価証券	13,710	資本剰余金	17,508
関係会社株式	206,847	資本準備金	17,502
関係会社出資金	5,587	その他資本剰余金	5
前払年金費用	1,234	利益剰余金	85,107
その他	315	利益準備金	2,864
貸倒引当金	△44	その他利益剰余金	82,243
		固定資産圧縮積立金	1,269
		別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	46,605
		自己株式	△7,248
		評価・換算差額等	5,467
		その他有価証券評価差額金	5,467
資産合計	305,707	純資産合計	121,271
		負債純資産合計	305,707

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		48,915
売上原価		39,710
売上総利益		9,205
販売費及び一般管理費		8,697
営業利益		507
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5,061	
その他	1,070	6,131
営業外費用		
支払利息	778	
為替差損	79	
借入手数料	13	
社債発行費	185	
環境安全対策引当金繰入額	311	
その他	510	1,880
経常利益		4,758
特別利益		
受取保険金	1,067	
固定資産売却益	751	1,819
特別損失		
災害による損失	1,337	
減損損失	643	1,981
税引前当期純利益		4,596
法人税、住民税及び事業税	126	
法人税等調整額	120	
法人税等合計		247
当期純利益		4,349

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 細谷正直 ㊟

常勤監査役 掛橋和幸 ㊟

監査役 小柏薫 ㊟

監査役 檜浦幹和 ㊟

(注) 監査役小柏薫及び檜浦幹和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

当社本店（青山ビル10階）

東京都港区北青山一丁目2番3号 ☎ (03) 3746-5100



株主総会会場への最寄駅

- 地下鉄
- 銀座線
 - 半蔵門線 「青山一丁目」駅下車 徒歩約1分（青山ビル直通、0番出口をご利用下さい）
 - 大江戸線

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会当日のお土産はお配りしていません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。



<https://www.tokaicarbon.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した FSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。